

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成元年 10 月まで

国民年金の加入手続後、しばらくは国民年金保険料を納付していなかったが、結婚し、長男が生まれたので、将来のことを考え、A市町村役場から届いた未納分の支払請求の通知を受け、妻がA市町村役場で、夫婦二人分の未納分の保険料を納付してくれた。

保険料は、夫婦二人分で 34 万円から 35 万円ぐらい納付し、当時は両親と同居していたので、母親が保険料を出してくれた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市町村役場から送付された国民年金保険料の未納通知を受け取り、私の妻が保険料を納付した。」と主張するところ、A市町村の回答及び同市町村の国民年金担当者の証言から、同市町村では、国民年金保険料の未納者について、平成 2 年 4 月の時点で、保険料特別納付督促対象カードを作成し文書による納付督促を行っていたことが確認でき、同市町村が保管する申立人に係る同カードから、昭和 62 年度、63 年度及び平成元年度の国民年金保険料が未納と記録されていることが確認できることから、平成 2 年 4 月の時点で申立人に係る納付督促の文書が送付されたことがうかがえる。

また、A市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿から、平成 2 年 5 月 31 日に、同年 4 月から 3 年 3 月までの国民年金年保険料の免除申請の手続を行っていることが確認できることから、申立人の妻が上記の納付督促の文書を持参し、保険料を納付した時期は、2 年 5 月であったものと推認される。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、保険料の納

付場所、納付金額についての記憶が具体的であり、納付したと記憶する金額は、納付したと推認される平成2年5月の時点において、時効に至らない昭和63年4月から平成元年10月までの過年度保険料とおおむね一致していることが確認できる。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立人の母親が保険料を負担してくれたと述べているところ、申立人の母親は、「息子夫婦二人分の国民年金保険料として30万円ぐらい渡した。」と証言している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和62年5月から63年3月までの期間については、平成2年5月の時点で、時効により納付することができなかつたものと推認される。

また、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が平成4年1月13日、同資格喪失日が7年4月1日とされ、当該期間のうち、7年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における被保険者資格喪失日を7年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

私は、A事業所に、平成4年1月13日から7年3月31日まで勤務したが、資格喪失日が同年3月31日となっているため、同年3月が厚生年金保険の加入期間になっていない。同事業所は、年金事務所に事後訂正を行ったが、年金額の計算の基礎となっていないので、基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者記録のうち、平成7年3月31日から同年4月1日までの期間については、22年3月11日付けで年金事務所において記録訂正が行われているが、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A事業所が保管する出勤簿及び職員給与簿から、申立人は、平成7年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が保管する職員給与簿の申立人に係る保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から同年4月1日まで

私は、昭和39年3月にB株式会社に入社し、41年1月1日付けで系列会社の株式会社Aへ異動となり、C事業所で業務に従事した。

社会保険事務所（当時）の回答によると、株式会社Aでの厚生年金保険の資格取得日は昭和41年4月1日となっており、申立期間の加入記録が無いとのことだが、その間も継続して勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び複数の経理担当者の証言から判断すると、申立人は、B株式会社及び系列会社の株式会社Aに継続して勤務し（昭和41年1月1日にB株式会社から株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和41年4月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に事業が廃止されている上、事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和49年11月11日、資格喪失日に係る記録を同年12月11日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月5日から49年3月7日まで
② 昭和49年11月11日から同年12月11日まで

私は、申立期間①について、妻と一緒にB株式会社C工場へ出稼ぎに行った。前年度も妻と一緒に出稼ぎに行き、二人とも厚生年金保険に加入しているが、申立期間については、私だけ記録が無い。

また、申立期間②については、株式会社Aへ妻と一緒に出稼ぎに行ったが、妻には記録があるのに、私には無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人は株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Aの複数の元社員は、「申立期間当時、D都道府県から30人ぐらいの季節労働者を雇い入れた。」、「昭和49年ごろ、私は、マイクロバスを運転して、D都道府県からの季節労働者を送迎した。30人乗りぐらいのマイクロバスが、満員になる程度の人数が乗車していたと記憶している。」と証言しているところ、同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認した結果、昭和49年11月11日付けで30人が資格を取得していることが確認できることから、季節労働者と思われるほぼすべ

ての者が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、前述の被保険者原票から、D都道府県からの季節労働者であることがうかがえる者が多数確認できるところ、そのうち配偶者同伴の有無が確認でき、夫婦のうちいずれか一方のみ厚生年金保険の加入記録がある者は、申立人以外には見当たらない。

加えて、D都道府県から季節労働者として勤務した者のうち、一人は、「会社から加入希望を尋ねられた記憶は無いが、一緒に行った私の妻にも記録がある。特別に申出をしない限り加入手続をしてくれたと思う。」、もう一人は、「会社から加入希望を聞かれた記憶は無いが、後から記録があることに気がついた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②における標準報酬月額については、申立人と同様に株式会社Aに季節労働者として雇い入れられた男性被保険者の標準報酬月額の記録から判断すると、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aはすでに解散しているため、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人はB株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B株式会社の元経理担当者は、「経費の関係で、すべての季節労働者について、厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。」と証言している。

また、当時の同僚等の証言から、昭和47年度については14人、48年度については10人、49年度については3人のD都道府県からの季節労働者がいたことが推認できるところ、そのうち、B株式会社の厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の加入記録が確認できたのは、47年度については申立人及びその妻を含めて10人、48年度については申立人の妻を含めて3人、49年度については1人のみであることから、上記の元経理担当者の証言とも符合する。

さらに、申立期間①当時、B株式会社にて夫婦で季節労働を行った別の組の夫婦についても、妻には厚生年金保険の記録があるが、夫には厚生年金保険の記録が無いことが確認できる。

このほか、申立期間①について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月11日から同年4月1日まで

私は、A株式会社C工場からB工場に転勤し、その間も継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和46年3月11日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月11日から同年4月1日まで
私は、A株式会社C工場からB工場に転勤し、その間も継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和46年3月11日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年11月16日にA株式会社B工場の厚生年金保険被保険者資格を取得し、40年3月9日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月16日から40年3月9日まで
② 昭和40年11月から41年4月まで

私は、申立期間①はA株式会社に、申立期間②はC株式会社に季節労働者として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社B工場に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、かつ、生年月日が昭和16年10月16日である基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が39年11月16日、資格喪失日が40年3月9日）が確認できる。

また、申立期間①とほぼ同時期の昭和39年11月15日から40年3月14日までの期間について、A株式会社B工場に係る厚生年金保険の加入記録がある同僚は、「私は、申立人に誘われてA株式会社B工場と一緒に季節労働者として勤務した。」と証言している上、申立人が同工場に同時期に入社したと記憶する別の社員も、同工場において39年10月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①の前年度に勤務した別の事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の生年月日が、上記の未統合記録と同

じく昭和 16 年 10 月 16 日と誤って記載されており、当該記録は既に申立人の基礎年金番号へ統合されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和 39 年 11 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40 年 3 月 9 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、前述の A 株式会社 B 工場に係る事業所別被保険者名簿の記録から、3 万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は、「C 株式会社における厚生年金保険の記録は昭和 38 年しかないが、申立期間②にも勤務していた。」と主張している。しかしながら、申立人が申立期間②において、C 株式会社と一緒に勤務したと記憶する同僚は、「申立期間②には、C 株式会社には勤務していない。」と証言している上、申立期間①当時、申立人と一緒に A 株式会社 B 工場に勤務していた別の同僚は、「申立人は、A 株式会社 B 工場を退職した後は、C 株式会社には勤務していない。」と証言している。

また、申立人は、「自動車運転免許を取得した年以降は、C 株式会社には勤務していない。」と述べているところ、申立人が所持する運転免許証から、申立人が運転免許を取得したのは、昭和 40 年 11 月であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②について、国民年金に加入し保険料を納付している上、国民健康保険にも加入していることが確認できる。

加えて、C 株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、昭和 38 年 11 月 11 日から 39 年 4 月 1 日までの期間以外に申立人の氏名は無く、申立期間②において、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、昭和58年1月25日にA区役所で国民年金の任意加入の脱退手続きをしたが、納付済みとなっていた58年1月から同年3月までの保険料が還付されていない。社会保険事務所（当時）から還付済みであるとの回答をもらったが、還付金の振込先口座番号を聞かれたことも、現金で受け取った記憶も無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

還付整理簿において、申立期間に係る国民年金保険料1万5,660円について、昭和58年3月7日に還付決定がされ、同月31日に申立人へ還付された記録が確認できる。

また、A区が保管する国民年金被保険者名簿においても、昭和58年1月25日に任意被保険者資格を喪失し、同年3月31日に同年1月から同年3月までの保険料1万5,660円が還付された記録が確認できる。

さらに、これらの記載内容に不合理な点は無く、申立期間当時、還付金を充当すべき未納期間も無いことから、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 31 日から 46 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 3 月 25 日から 46 年 11 月 1 日まで、A 区にあった B 株式会社に勤務していた。しかし、年金事務所からは、B 株式会社での厚生年金保険の加入期間は、41 年 3 月 25 日から同年 7 月 31 日までの 4 か月のみであるとの回答をもらった。

次の会社に入社するまで継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入期間が 4 か月しかないのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B 株式会社では、次の会社に入社（昭和 46 年 11 月 1 日）するまで継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 株式会社における申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と一致している上、同社では、「申立人の当社での勤務期間は、雇用保険及び社会保険の記録のとおりだと思う。勤務している者について、雇用保険及び社会保険の資格を喪失させることは考えられない。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚は、連絡先不明のため確認できないことから、申立期間内に B 株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していた複数の者から聴取したところ、申立人が勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「途中で会社の所在地が変わったことはない。」と述べているところ、B 株式会社は、厚生年金保険被保険者名簿の記録において、昭和 44 年に A 区 C 地域から同区 D 地域に移転していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで
② 昭和 38 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで
③ 昭和 39 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで
④ 昭和 40 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで
⑤ 昭和 41 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで

私は、A事業所（申立期間①から③まで）には3年ぐらい、B事業所（申立期間④）とC株式会社（申立期間⑤）には1年ぐらいの期間、5月ごろから11月ごろまで季節労働に行っていた。いずれも失業保険を受給していたので、厚生年金保険にも加入していたのではないかと考えている。前の職場でもらった厚生年金保険被保険者証を持って行った記憶もあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までについて、申立人が一緒に季節労働に行ったと記憶する同僚の証言から、申立人は、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に季節労働に行ったと記憶する3人についても申立期間①から③までは、厚生年金保険に加入していないことが確認できる上、上記の同僚からも申立人の厚生年金保険の控除をうかがわせる証言は得られなかった。

また、オンライン記録及び事業所記号払出簿を確認したが、D都道府県E市町村に所在する「A事業所」という事業所名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

さらに、D都道府県内に所在するA事業所という厚生年金保険の適用事

業所は8社あり、そのすべての健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を確認したが、申立期間①から③までについて、申立人及び申立人が記憶する3人の同僚の氏名はみられない。

- 2 申立期間④について、申立人は、「D都道府県F市町村のB事業所に季節労働に行った。」と主張している。

しかしながら、申立人は一緒に働きに行った同僚の氏名を記憶しておらず、B事業所における勤務実態等について同僚の証言が得られない。

また、オンライン記録及び厚生年金保険事業所記号番号払出簿を確認したが、申立期間④当時、D都道府県に所在する「B事業所」という事業所名の厚生年金保険の適用事業所は無く、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

- 3 申立期間⑤について、申立人が一緒に季節労働に行ったと記憶する同僚の証言から、申立人は、C株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚についてもC株式会社における厚生年金保険の記録は無く、当該同僚は、「私もC株式会社での厚生年金保険の記録が無いので、当時は、季節労働者は加入させてもらえなかったのだと思う。下請けのさらに下請けのような仕事だった。」と証言している。

また、C株式会社では、「当時の資料は全く残っていない。G地域から季節労働者が働きに来ていた時期もあったが、その人たちを厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明である。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間⑤に申立人及び申立人が記憶する同僚の氏名は無く、被保険者期間等から判断して季節労働者であることをうかがわせる者の加入もみられない。

- 4 このほか、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月から 13 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間当時は、毎月 28 万円ぐらいの給与が支給されていたが、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が給与額よりも低いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給与明細書によると、申立期間のうち、平成 5 年 7 月、同年 8 月、5 年 10 月から 6 年 8 月までの期間、7 年 11 月から 8 年 5 月までの期間、8 年 7 月から 9 年 4 月までの期間、9 年 7 月、同年 12 月、10 年 1 月、同年 12 月、11 年 1 月、同年 3 月、同年 7 月、11 年 11 月から 12 年 1 月までの期間、12 年 3 月、同年 5 月、同年 8 月及び同年 12 月については、オンライン記録から確認できる標準報酬月額よりも高い報酬月額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録を上回る場合に記録の訂正を行うこととなる。

したがって、上記の給与明細書から、申立期間の一部については、報酬月額に見合う標準報酬月額より保険料控除額に見合う標準報酬月額が低い上、申立期間のすべての期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による記

録訂正を行うことはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 5 日まで
② 昭和 32 年 3 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 10 月 1 日から 38 年 2 月 21 日まで

私は、A市町村のB事業所に昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 12 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、29 年 6 月 5 日から 32 年 3 月 1 日までしかない。

また、C都道府県のD事業所に昭和 35 年 1 月 1 日から 38 年 2 月 20 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、35 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までしかない。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B事業所が保管する職員名簿及び同僚の証言から、申立人は、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の職員名簿から申立人と入社日が同時期の者の厚生年金保険の記録を確認したところ、資格取得日は申立人と同日の昭和 29 年 6 月 5 日となっている上、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した別の同僚は、「試用期間が3か月ぐらいあり、すぐには厚生年金保険に加入できなかった。」と証言し、同年 10 月に被保険者資格を取得した別の同僚は、「試用期間があり、勤務して3か月ぐらいは健康保険証が無かった。」と証言している。

また、B事業所が保管する「被保険者資格取得届」に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 29 年 6 月 5 日であり、オン

ライン記録と一致していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B事業所には、昭和34年12月31日まで勤務していた。」と主張しているが、前述の職員名簿から、申立人が32年2月19日に退職した旨の記載が確認できる。

また、申立期間②において、B事業所で厚生年金保険の加入記録がある複数の者から聴取したが、申立人が申立期間②に同事業所に勤務していたとする証言は得られない。

さらに、上記の聴取を行った複数の者は、「自分の離職日と厚生年金保険の資格喪失日は合致している。」と述べている。

- 3 申立期間③について、申立人は、「D事業所での厚生年金保険の資格喪失日が昭和35年10月1日とされているが、38年2月20日まで勤務した。」と主張しているところ、申立人が記憶する同僚一人は、申立人が勤務していたことを記憶しているが、当該同僚の同事業所における厚生年金保険の加入記録は、35年2月1日から同年8月21日までとなっており、申立人が申立期間③に勤務していたことは確認できない。

また、申立期間③において、D事業所に係る厚生年金保険の加入記録がある者の中から10人に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間③に同事業所に勤務していたことは確認できない。

さらに、D事業所において、申立期間③当時、社会保険事務を担当していた者は、「私は、厚生年金保険に係る資格取得届及び資格喪失届の事務を行っていたが、退職していない者の資格喪失届を行ったことはない。」と証言している。

- 4 このほか、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 1 日から 61 年 1 月 26 日まで

私は、株式会社Aに正社員として採用され、申立期間において、同社のB部でC業務に従事し、その後営業職をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の上司及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の上司は、「当時は、正社員、準社員、パートの雇用形態があり、正社員であれば厚生年金、厚生年金基金、健康保険組合及び雇用保険に加入していたが、正社員以外はいずれにも加入していなかった。」と証言しており、D厚生年金基金及びE健康保険組合では、「申立人に係る加入記録は無い。」と回答している上、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人は、「入社当時はC業務に従事し、しばらくしてから営業職に従事した。」と述べているところ、上記の上司は、「B部において、C業務に従事していたのは準社員であり、正社員は従事していなかった。準社員の中には、入社後しばらくしてから業務内容が営業職に変わった者もいたが、正社員となるにはある程度の年数が必要であった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 1 日から同年 12 月 3 日まで
② 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 12 月 3 日まで
③ 昭和 42 年 4 月から同年 11 月まで
④ 昭和 43 年 4 月から同年 11 月まで
⑤ 昭和 44 年 4 月から同年 11 月まで
⑥ 昭和 45 年 4 月から同年 11 月まで
⑦ 昭和 46 年 4 月から同年 11 月まで
⑧ 昭和 47 年 4 月から同年 11 月まで
⑨ 昭和 48 年 4 月から同年 11 月まで
⑩ 昭和 49 年 4 月から同年 11 月まで

私は、A事業所のB事業所に、昭和 29 年度から 31 年度まで、毎年 5 月から 12 月まで勤務したが、30 年度は、昭和 30 年 5 月 9 日から同年 7 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録しかなく、申立期間①の記録が無い。

また、申立期間②については、A事業所のC事業所に勤務し、Dダム周辺の工事に従事したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③から⑩までについてはE株式会社に勤務し、F工事に従事したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①から⑩までについて、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B事業所に係る厚生年金保険の加入記録は、昭和 30 年 7 月 1 日までしかないが、同年 12 月 3 日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A事業所では、「当時の資料は無く、詳細については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いは確認できない。

また、B事業所において、昭和30年5月9日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失している同僚から聴取しても、「申立人を記憶しておらず、いつごろまで勤務していたか分からない。」と述べており、申立人の申立期間①における勤務実態等については確認できない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、昭和30年5月9日から同年7月1日までの期間以外に申立人の氏名は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C事業所に勤務し、Dダム周辺の工事に申立期間②のみ従事した。」と主張しているところ、A事業所では、「申立人が主張している事業は、G事務所が、昭和31年度に実施した単年度事業であると推認される。」と回答している。

また、A事業所が保管する申立人に係る労働者名簿、就労実績及び年次有給休暇記録から、申立人が、昭和31年4月から同年11月までの期間において、G事務所に勤務していたことが確認できる上、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳から、申立人が31年5月1日から同年12月1日までの期間について、G事務所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間②当時、Dダム用地を歩いて渡った記憶がある。」と述べているところ、Dダムは、昭和32年6月に供用が開始され貯水されていることから、ダム用地を歩いて渡ったとする時期は、申立期間②ではなかったことがうかがえる。

- 3 申立期間③から⑩までについて、申立人は、「E株式会社に勤務し、昭和42年から49年までの毎年4月から11月までF工事に従事していた。」と主張しているところE株式会社からの回答、及び申立期間⑦から⑨までにおいて、申立人と一緒に同じ事業所で勤務していた申立人の妻が所持する表彰状に記載された事業所名から、申立人はE株式会社の下請けであったH株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、H株式会社の当時の事務担当者は、「短期雇用者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人が申立期間③から⑩までにおいて一緒に勤務したと記憶する複数の同僚、及び昭和46年から48年までの各年に短期雇用者として勤務したとする申立人の妻についても、H株式会社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間③から⑩までについて、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

- 4 このほか、申立期間①から⑩までについて、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。